

韓国に滞在する外国人に対する新型コロナウイルス ワクチン接種のご案内

韓国人・外国人の区別なく、同じ基準と手続きにより事前予約が行われます。下記の接種対象者及び予約方法を確認し、新型コロナのワクチン接種を予約してください。

□ 接種対象者及び予約方法

○ 外国人登録をしている外国人

- 「8-9月対象別の予防接種計画」による接種の順序通りに、オンラインと電話での予約が可能です。

*オンラインでの予約に対象者でないと表示された場合、地域の保健所を訪問し対象者登録をすれば予約が可能です。

- 予約方法 -

- (オンライン - 本人のみ可能) 新型コロナ予防接種の事前予約システム(<http://ncvr2.kdca.go.kr>)に接続し、予約
- (電話 - 本人と代理人が可能) 疾病管理庁コールセンター(1339)または予防接種の事前予約システム(お知らせ広場→コールセンターの案内→新型コロナ予防接種の電話予約運営状況)で地方自治体別での予約相談の電話番号を確認

○ 外国人登録番号がない外国人(不法滞在の外国人を含む)

- オンラインや電話での予約はできません。
- お近くの保健所を訪問し、パスポートで臨時管理番号の発行を受け、接種を申請することができます。

*外国人登録証がない外国人は、オンラインや電話での予約は不可

※ 旅行目的などで韓国を訪問した90日以下の短期滞在者

- ワクチン接種の対象から除外

□ 注意事項

- 事前予約後、予防接種の案内を受けたい登録外国人は、携帯番号を現行化しなければなりません。
 - 電話番号の変更は、管轄の出入国・外国人官署に申請します。
- 身分証明情報はワクチン接種の目的にのみ利用され、通報義務の免除制度に基づき、出入国・外国人官署に不法滞在の事実などは通報されません。
- 接種場所は、個別に健康保険に加入の可否により制限されることがあります。